

函館看護専門学校 地方自治体連携型指定校推薦について

背景・目的

北海道が平成28年に策定した「北海道地域医療構想」では医療・介護従事者の確保・養成の方向性が示されています。その中で医師・看護師等の医療従事者の地域偏在が生じており、地域における対策が必要であるとしています。

道南の看護師養成所は南渡島（第二次医療圏）に本校を含め4校、南檜山に1校ありますが、北渡島檜山には看護師養成施設はありません。本校は、自治体立や病院立の学校と異なり、道南を中心として北海道全域および北東北地方を対象とした広域な学生募集活動を展開しており、特定の地域や病院のためだけなく、より広い範囲で地域医療に貢献する人材の育成に努めてきました。

医療人材確保が困難な地域の実情を踏まえ、本校は地方自治体と連携し、将来、北渡島檜山の地域医療に貢献する意欲のある生徒を積極的に評価する新たな指定校推薦制度を設けます。

選考方法

- ①高等学校にて、推薦候補者を選出。
- ②地方自治体（地域に立地する病院関係者を含む）による推薦候補者の面接選考。
- ③地方自治体の長（もしくは長が委任する者）の推薦書を送付。
- ④高等学校から生徒へ、高等学校長および地方自治体の推薦書を手交。
- ⑤生徒から入学願書を本校へ郵送、検定料払込。
- ⑥本校試験会場にて小論文試験・面接試験を実施。
- ⑦本校から、本人・校長・地方自治体宛てに、合否を通知。

日程

9月末	高等学校にて候補者選出
10月中旬	自治体にて候補者の中から推薦者を決定
10月下旬	入学願書の提出
11月中旬	本校会場にて試験を実施
11月中旬	選考結果通知（本人・高等学校・地方自治体へ通知）
12月上旬	入学手続き

その他

- ・本校と高等学校・地方自治体間で、学生の入学後の状況を共有し、今後の選考の参考とします。
- ・地方自治体連携型指定校推薦で本校に入学しても、学生の就職先を制限することはありません。
- ・本制度を利用して入学した学生以外も含め、地域医療への理解を促す教育活動を実施します。例えば、地域医療現場訪問や見学実習などです。
- ・本制度のような取り組みが他の看護学校にも広まるよう、本校のホームページへ掲載し、本制度の周知を図ります。

実施校

- ・北海道八雲高等学校
- ・北海道檜山北高等学校